

伝統的建造物譲渡に係る函館市ホームページ掲載に関する  
取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市のホームページに伝統的建造物の譲渡について掲載することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(掲載の申請)

第2条 伝統的建造物の所有者は、その所有する伝統的建造物の譲渡について市のホームページへの掲載を希望するときは、別記第1号様式の申請書により函館市教育委員会（以下「委員会」という。）に申請しなければならない。

(掲載等の決定および通知)

第3条 委員会は、前条の申請があったときは、その可否を決定し、掲載することと決定したときは別記第2号様式の通知書により、掲載しないことと決定したときはその旨を記載した書面により当該申請をした者に通知するものとする。

(掲載)

第4条 委員会は、前条に規定する掲載の決定を通知したときは、遅滞なく市のホームページに掲載の申請に係る内容を掲載するものとする。

(掲載の様式)

第5条 市のホームページへの掲載の様式は、別記第3号様式とする。

(掲載の期間)

第6条 市のホームページへの掲載の期間は、6月とする。ただし、委員会は、伝統的建造物の所有者の申請によって、当該期間の満了する日前に当該掲載を終了し、または当該期間の満了する日の翌日から6月を限度として当該期間を延長することができる。

2 前項ただし書の申請は、当該期間の満了する日前に別記第4号様式の申請書によりしなければならない。

附 則

この要領は、平成15年11月20日から施行する。

別記第1号様式（第2条関係）

函館市ホームページ掲載申請書

平成 年 月 日

函館市教育委員会 様

住所  
申請者  
氏名 印

私が所有する伝統的建造物の譲渡先を見いだすため、次の内容について函館市ホームページへの掲載を希望するので、関係図書を添えて申請します。

建築物の名称	伝統的建造物	
建築物の所在地	函館市	
建築年	明治・大正・昭和 年 ( 年)	
構造階数		
建築物の現況		
現在の用途		
延床面積	1階 m <sup>2</sup>	2階 m <sup>2</sup> ----- 合計 m <sup>2</sup>
土地面積	m <sup>2</sup>	
建物所有者		
土地所有者		
地目		
土地利用規制関係	用途地域	
	防火・準防火	
	その他	函館市都市景観条例に基づく 伝統的建造物群保存地区
建ぺい率	%	
容積率	%	
条件等	◇土地・建物の現状変更行為について、 函館市教育委員会の許可が必要になります ◇伝統的建造物の指定に同意していただきます	
掲載希望添付図書	付近見取図 配置図平面図 各階平面図 写真 ( 面)	

別記第2号様式（第3条関係）

函館市ホームページ掲載決定通知書

平成 年 月 日

様

函館市教育委員会

教育長 山本 真也

年 月 日付けで申請のあった函館市ホームページへの掲載については、掲載することと決定したので、掲載する内容の写しを添えて通知します。

なお、掲載の期間は、決定の日から6月とします。

## 伝統的建造物の新所有者をさがしています

函館市教育委員会では、明治・大正・昭和初期に形成された西部地区の歴史的町並みの一部を、函館市都市景観条例に基づき、「伝統的建造物群保存地区」に指定しており、この地区内の75件の歴史的建築物を「伝統的建造物」として決定しています。（建造物一覧はこちらへ）

このうち、下記の建築物の所有者が、市民の共有財産である歴史的町並みを守り、後世に伝えていくため、保存・活用していただける新たな所有者をさがしています。

**各種助成・融資制度はこちらをごらんください**

建築物の名称	伝統的建造物		
建築物の所在地	函館市		<b>対象物件位置図</b>
建築年	明治・大正・昭和	年	( 年)
構造階数			
建築物の現況	<b>外 観 写 真</b>		
現在の用途			
延床面積	1階	m <sup>2</sup>	<b>物 件 平 面 図</b>
	2階	m <sup>2</sup>	
	合計		m <sup>2</sup>
土地面積	m <sup>2</sup>		
建物所有者			
土地所有者			
地目			
土地利用規制関係	用途地域		
	防火・準防火		
	その他	函館市都市景観条例に基づく伝統的建造物群保存地区	
建ぺい率	%		
容積率	%		
条件等	◇土地・建物の現状変更行為について、函館市教育委員会の許可が必要になります ◇伝統的建造物の指定に同意していただきます		
問合せ先	函館市教育委員会生涯学習部文化財課 伝統的建造物群保存係		

函館市教育委員会生涯学習部文化財課

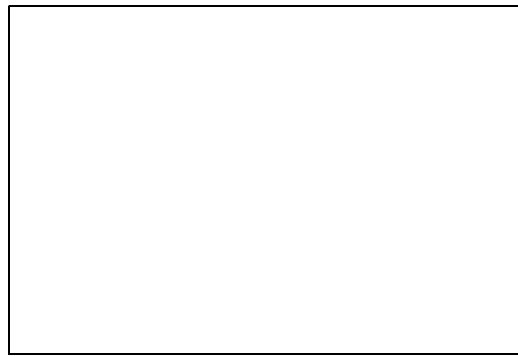
伝統的建造物群保存係

040-8666 函館市東雲町4番13号  
Tel 0138-21-3456 FAX 0138-27-7217  
[denken@city.hakodate.hokkaido.jp](mailto:denken@city.hakodate.hokkaido.jp)

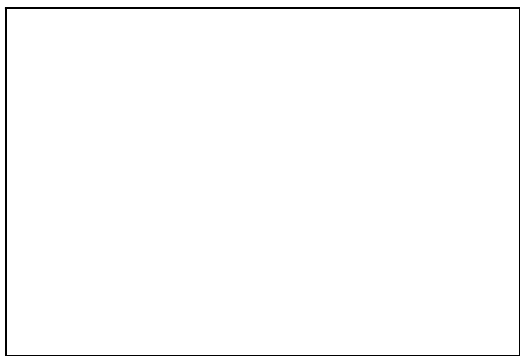
# 外觀写真



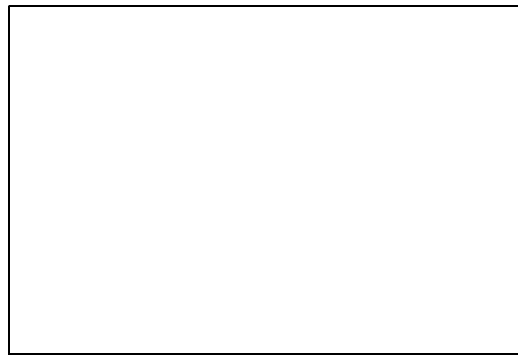
正面



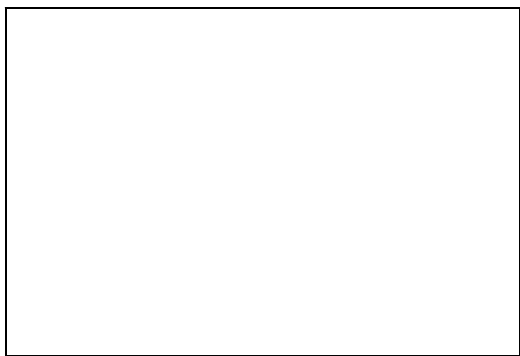
左面



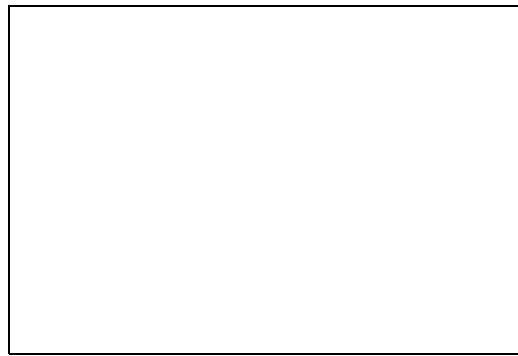
右面



周囲



周囲



周囲

---

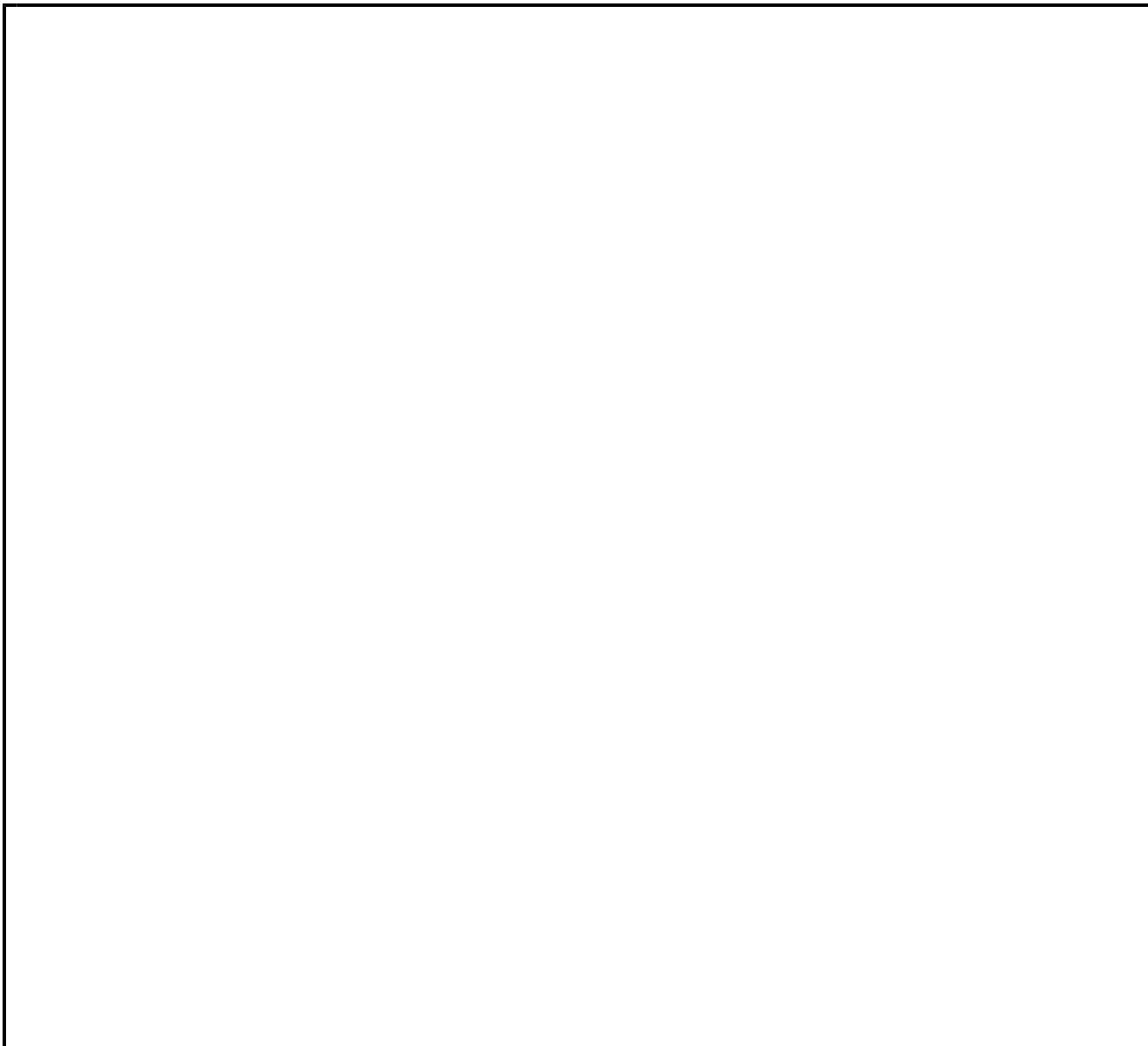
函館市教育委員会生涯学習部文化財課

伝統的建造物群保存係

040-8666 函館市東雲町4番13号  
TEL 0138-21-3456 FAX 0138-27-7217  
[denken@city.hakodate.hokkaido.jp](mailto:denken@city.hakodate.hokkaido.jp)

---

# 物件平面図



---

函館市教育委員会生涯学習部文化財課

伝統的建造物群保存係

040-8666 函館市東雲町4番13号  
TEL 0138-21-3456 FAX 0138-27-7217  
[denken@city.hakodate.hokkaido.jp](mailto:denken@city.hakodate.hokkaido.jp)

---

## 関係する助成・融資制度

### ◇伝統的建造物群保存地区建造物等への助成

伝統的建造物の修理	外観の修理に要する経費の5分の4以内の額で、600万円を限度とします。
-----------	-------------------------------------

### ◇融資のあっせん

都市景観形成地域（伝統的建造物群保存地区を含む。）内において、都市景観の形成を図るため、建造物等の新築、増改築、修理等を行う場合、その外観に要する経費のあっせんをします。

融資限度額

1件 400万円

融資利率

住宅金融公庫の基準金利より0.8%低い利率

償還期間

15年以内

### ◇伝統的建造物群保存地区内における固定資産税・都市計画税の優遇制度について

建物	伝統的建造物にかかる固定資産税および都市計画税 ↓ 非課税
土地	伝統的建造物群保存地区内の敷地にかかる固定資産税 ↓ 2分の1の減免（但し、有料で使用するものを除く。）

### ◇函館市西部地区歴史的町並み基金での助成

（詳細は、[都市デザイン課のページ](#)をごらんください。）

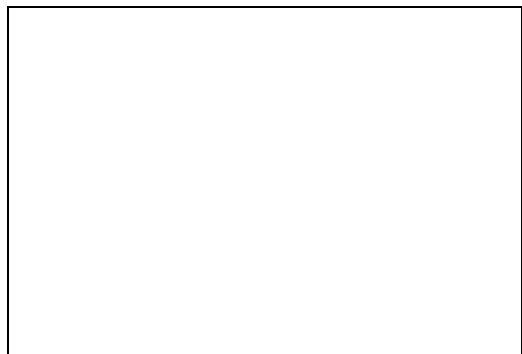
指定建造物等 防寒改修事業補助	住宅の居住性能を改善するための防寒改修に要する経費の5分の4以内の額で 16万円を限度に助成します。
指定建造物等 取得資金利子補給	指定建造物等もしくは指定建造物等およびその敷地の取得、または指定建造物等の所有者がその土地の取得のため、金融機関から融資を受けた場合に支払う利子に対して助成します（融資額3,000万円以内）。
指定建造物等 維持管理費補助金	日常的な管理や小破修繕など、適正に維持・管理するために要する経費として指定建造物所有者に対し年額7万円を助成します（2以上の物件を所有する場合は14万円）。

函館市教育委員会生涯学習部文化財課

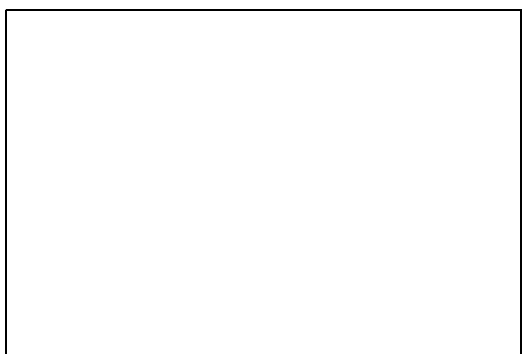
伝統的建造物群保存係

040-8666 函館市東雲町4番13号  
TEL 0138-21-3456 FAX 0138-27-7217  
[denken@city.hakodate.hokkaido.jp](mailto:denken@city.hakodate.hokkaido.jp)

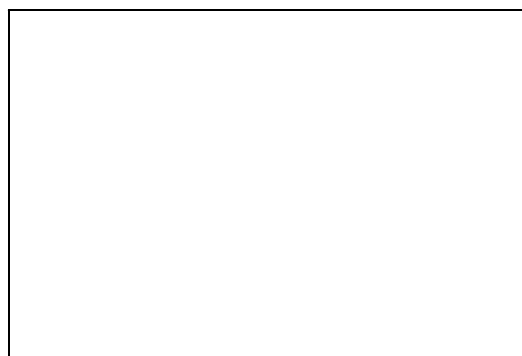
# 対象物件位置図



函館市西部地区広域図



伝統的建造物群保存地区位置図



○○○○○○位置図

---

函館市教育委員会生涯学習部文化財課

伝統的建造物群保存係

040-8666 函館市東雲町4番13号  
TEL 0138-21-3456 FAX 0138-27-7217  
[denken@city.hakodate.hokkaido.jp](mailto:denken@city.hakodate.hokkaido.jp)

---



別記第4号様式（第6条関係）

函館市ホームページ掲載終了（期間延長）申請書

平成 年 月 日

様

函館市教育委員会

教育長 山本真也

年 月 日付けで決定された函館市ホームページへの掲載について、次のとおり掲載を終了（の期間を延長）したいので、申請します。

1 終了または延長の理由

2 延長の場合の期間 月